

建設工事における県外からの流入者対策について

■ 県内建設業者と契約することを再徹底

- 技術的に施工困難な場合を除き、原則として県内業者（下請業者含む）と契約することを再徹底する。

■ やむを得ず「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」から転入してくる作業従事者への対応

- ① 転入する前の14日間、外出を自粛する。
- ② その後、P C R 検査を受診し、陰性が確認された後に転入する。

■ 上記により、工期が延伸した場合や新たな経費が発生した場合は、契約変更により対応

■ 鳥取県の取り組みについて、国、市町村、業界団体に周知し、協力を要請